

「スポーツ政策の推進に関する円卓会議スポーツ・インテグリティ作業部会」(4月16日開催)において協議を行った激変緩和措置は以下のとおり。

### <趣旨及び内容>

- 現在、組織運営の中核を担う理事の在任期間が既に10年を超えるNFも一部存在しており、東京2020大会（冬季競技は2022北京大会）等を控える中、これらの理事の全てがガバナンスコードへの遵守のために退任することとなった場合、組織運営に混乱をもたらすおそれがある。
- このため、統括団体による各NFに対する**1回目の適合性審査（2020年度～2023年度を想定）に限っては、NFが理事の再任回数の制限について直ちに実施することが困難であると判断する場合、以下の2点について適切な自己説明を行えば足りることとする。**
  - ① **理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画を策定し、組織として合意形成を行っていること**
  - ② **組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価していること**

# (参考) 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議 スポーツ・インテグリティ作業部会」

## 1. 趣旨・目的

スポーツ・インテグリティの確保に向けて、スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について（平成30年12月 日スポーツ庁長官決定）3（5）に基づく作業部会として「スポーツ・インテグリティ作業部会」（以下「作業部会」という）を置く。

作業部会においては、以下の事項に関する情報共有・協議を行い、円卓会議に報告する。

- (1) スポーツ庁が策定する「**スポーツ団体ガバナンスコード**」に基づく、**中央競技団体の適合性審査に関する準備及び運用について**
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するモニタリング及び第三者調査支援について
- (3) その他スポーツ団体のガバナンスやスポーツを行う者の権利利益の保護等に関し緊急的な対応を要する事項について

## 2. 作業部会の構成

- (1) 作業部会は、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の長が指名する職員により構成する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

## 3. 構成員（H31.4.16時点）

スポーツ庁

主査 参事官（民間スポーツ担当）川合 現  
参事官（民間スポーツ担当）付企画官 柿澤 雄二  
競技スポーツ課長 平野 誠

公益財団法人日本スポーツ協会  
常務理事 森岡 裕策

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
スポーツ・インテグリティ・ユニット長 猪股 康博

公益財団法人日本オリンピック委員会  
常務理事 日比野 哲郎

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
常務理事 山田 登志夫